

新川訪問介護ステーション（巡回） 運営規程

（事業の目的）

第1条 東京都中央区が開設する新川訪問介護ステーション（以下、「ステーション」という。）が行う指定訪問介護事業所（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下、「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 新川訪問介護ステーション
- 2 所在地 東京都中央区新川二丁目27番3号(特別養護老人ホーム「マイホーム新川」4階)

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（特別養護老人ホーム施設長 兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 介護福祉士 1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行うとともに、自らも指定訪問介護の提供に当たるものとする。
- 3 訪問介護員 介護福祉士またはヘルパー2級 有資格者 4名以上
訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 日曜日から土曜日までとする。

2 営業時間 24時間とする。

(指定訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとする。指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当する指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担割合に準じた額とする。

なお、厚生労働大臣が定める基準(＝介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。

- 1 身体介護
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、徴収しない。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、東京都中央区の区域とする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第9条 事業所は、原則として合鍵の預かりは行わないこととする。ただし、利用者の状況等によりやむを得ない場合は、協議のうえ合鍵の預かり証を発行し、合鍵を預かることとする。利用者から預かった合鍵は事業所内に設置した金庫で保管し、金庫の鍵は事業所で保管しなければならない。また、利用者への合鍵返却の際にも、返却証を発行する。合鍵を紛失した場合には、速やかに利用者又はその家族に連絡するとともに、その他必要な対応を行う。

(虐待等の禁止)

第10条 職員は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成18年4月1日施行)に基づき、身体的及び精神的苦痛を与えたり、人格を辱めるような行為を行わないものとする。

- 2 職員は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めるものとする。
- 3 職員は、高齢者虐待を発見した場合には、速やかに関係市区町村へ届け出るものとする。

4 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 訪問介護事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 : 採用後1か月以内

② 継続研修 : 年1回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は東京都中央区と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年12月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和2年3月1日から施行する。

附 則 この規程は、令和3年10月1日から施行する。